

'03.6

毎月1回20日発行 定価 1部60円
発行所 兵庫県商工会連合会
発行人 会長 土谷正男
神戸市中央区花隈町6の19
☎神戸(371)1261(代)〒650-0013
http://www.shokoren.or.jp/
編集人 澤田 功
印刷所 大和出版印刷株式会社
会員の購読料は会費に含んでおります

第 550 号

兵庫県 商工連会報

(題字は井戸知事)

Hyogo Prefectural Federation of Societies of Commerce and Industry



主な行事予定

7月のこよみ

- 9日 月 理事会(県商工会館)
- 10日 月 経営革新支援研修会
(篠山市・ユニトピア篠山)
- 10日 月 11日 マル経講習会
(温泉町・夢ホール)
- 14日 月 第4回商工会政策研究会
(県商工会館)
- 18日 金 融資問題等研究会
(県商工会館)
- 25日 金 商工会管理者研修会
(神戸市・六甲荘)

兵庫

料理シリーズ

『鮎料理』

川一面を奇岩でおおわれ、龍を想起させる滝野町の闘龍灘は、全国で一番早く鮎漁が解禁され、多くの釣り人で賑わう。その闘龍灘の周辺には古くから鮎料理の旅館や食堂があり、鮎料理がお目当ての行楽客も多い。鮎そのものの味は淡泊でどんな料理にも合うが、最も旨みが出るのは塩焼きと言われ、脂の乗った身を塩で焼くことで、鮎特有の苦味がほのかに香ばしくなる。闘龍灘を一望しながら鮎の塩焼き、甘露煮、刺身、鮎の姿勢司と、鮎三味は、清涼感溢れる初夏の風物詩。(写真は料理旅館「滝寺荘」の鮎会席)

提供 滝野町商工会

保証基金の確保策を協議

貯共事業運営委員会



「融資問題等研究会（仮称）」を新たに設置し、問題点の抽出へ

まえ、理事会、通常総会に諮ることになった。

加えて、融資あつせん制度の存廃、新しい金融システムのスキーム等の調査・研究を行う機関として、「融資問題等研究会（仮称）」を設置し、平成十六年度以降の保証基金の確保策並びに制度上の問題点の抽出と課題解決策の検討。求償債権回収は勿論のこと、延滞発生の未然防止策等については商工会・金融機関と綿密な連携をとりながら、状況の早期把握に努めることにしている。



過去指導の論点整理を

回商工会政策研究会を開催した。会議では、まず、兵庫県経営支援課楠見課長より挨拶があり、協議事項に入った。

「商工安全共済に係る表彰基準（案）」並びに加入状況等についてでは、商工安全共済に係る表彰基準について県共済、上枝専務より説明があり、
・期間を九月十六日（火）県連必着分までカウントする。
・期間中の、加入人数をカウントする。
・今回はスタートダッシュということで、特に目標は設定せず、募集初期の励みとしたいとのことであった。

「人事管理委員会専門委員会の進め方（案）」については、ワタリの廃止・商工会の標準職務表について、過去の指導の経

兵庫県商工連協同組合

理事長 土谷正男

神戸市中央区花隈町6-19 電話078(371)1261(代)

保証基金枯渇の恐れ

長引く景気低迷を反映し、本会における融資あつせん制度に係る平成十四年度の代位弁済額は、1億3700万円（前年比4500万円増）に上り、年度末の保証基金残高は1億8300万円に激減し、最悪の場合、1年で、枯渇しかねない状況にある。基金破綻を未然に防止する保証基金の確保が喫緊の課題であるところから、県連合会においては、商工貯蓄共済事業運営委員会を始め、政策研究会、正副会長・常任理事会等で協議検討を重ね、6月末現在の保証基金赤字商工会には、30万円と前年度貯共手数料の30%相当額の拠出、15年度3月末現在の債務保証残高に対し商工会毎に2%の拠出額を負担を通常総会に提案することになった。

なお、協議・検討した会議等は、

- 3/20 保証業務運営委員会
- 3/26 求償債権回収推進会議
- 4/4 融資あつせん制度の在り方及び保証基金の確保検討会
- 4/14 政策研究会
- 4/21 事務局連絡会議
- 4/25 貯蓄共済業務運営委員会
- 4/30 正副会長・常任理事会
- 5/9 理事会

四月二十五日、県商工会館で、商工貯蓄共済事業運営委員会（柴田武委員長・県連・副会長）を開き、貯蓄共済事業に係る融資制度について、その対策方法等を協議した。

主な協議内容は、求償債権の早期回収策並びに保証基金の確保等について。商工貯蓄共済事業が会員の相互扶助制度という観点から、負担割合等については全商工会長の意向調査を踏

四日、県商工会連合会では、五月十日、県商工会館において、第二

商工安全共済

など協議

商工会政策研究会

具体的な支援策を検討

第4回商工会合併等問題研究会

県商工会連合会では、四月二十五日、県商工会館において、第四回商工会合併等問題研究会を開催し、委員十二名全員が出席した。

商工会の合併について、合併後の商工会のあり方や、合併にむけて必要な支援策を協議するこの研究会では、第四回を迎え、具体的な支援策を検討することとした。

会議では、瓦田委員長（神戸商科大学教授）挨拶のあと、議長として議事を進行した。具体的な支援策については、



他府県への調査も決定

合併までに必要な支援策と合併後に必要な支援策に区分して、それぞれ、県・市町ごとに求められる支援策について協議を行った。特に合併後の職員設置定数の激減緩和策については、全国連が参考として考案した設置基準をサンプルとして試算した。

協議の結果、委員長より、「商工会が、合併によって新たに生まれ変わるための支援策について、さらに検討すべきではないか」との意見もあり、具体的な支援策については他府県への調査を行った後、その結果等を踏まえ、次回の研究会において継続して検討することとした。

事業方針など

合意形成

商工会事務局連絡会議

県商工会連合会では、四月十一日、神戸市・六甲荘において、第一回商工会事務局連絡会議を開催した。

当日、商工会事務局長など各商工会から六十五名が出席し、県連合会の今年度の事業方針の



活発な意見交換がなされる

説明や重点課題など、出席者と十分な意見交換を行い、合意形成を図った。

会議では、澤田専務理事より、開会挨拶を兼ねて、商工会と県連合会が取り組むべき現下の重要課題について、説明し、県連合会の方針を示した後、

- ・平成十五年度県連合会の事業計画等について
- ・商工貯蓄共済融資あつせん制度の見直しについて
- ・各課別報告事項

について説明を行い、意見交換を行った。

特に、商工貯蓄共済融資あつせん制度については、代位弁済の原資にあたる保証基金の確保策について、次の、各商工会資

金拠出案を提案した。
商工会一律三十万円
貯蓄共済手数料の三十パーセント
融資あつせん残高の五パーセント

この原案を基に今後、貯蓄共済運営委員会、正副会長会、理事会へと提案することとした。
（四月三十日開催の正副会長会・常任理事会において）
と
については保証基金赤字商工会のみに適用、については融資あつせん残高の二パーセントに変更された。前頁参照）

その他、職員提案の募集や今年度の研修体系など、重要な課題について協議を行った。

新年度事業

計画を決定

県青・女性部理事会

県商工会青年部連合会（堀成志会長）では、四月二十四日、県商工会館で監事会、正副会長会、理事会を開催した。提出された議案は次のとおりで、いずれも可決された。

第一号議案 平成十四年度事業報告並びに収支決算承認について
第二号議案 平成十五年度会費の賦課と徴収方法について

第三号議案 平成十五年度事業計画並びに収支予算設定について

第四号議案 任期満了に伴う役員の内任について
第五号議案 平成十五年度通常総会の開催等について

なお、今年度、組織活性化事業（仮称）を創設し、活発に事業を展開している青年部への支援を行うことを決定した。

また、県商工会女性部連合会（稲田富子会長）は、四月十八日、県商工会館で理事会等を開催。次の議案が審議され、いずれも原案どおり承認された。

第一号議案 平成十四年度事業報告並びに収支決算承認について

第二号議案 平成十五年度会費の賦課と徴収方法について
第三号議案 平成十五年度事業計画並びに収支予算設定について
第四号議案 任期満了に伴う役員の内任について
第五号議案 平成十五年度通常総会の開催等について

また、県女性部連合会においても、県青年部連合会と同じく、組織活性化事業（仮称）を創設して、活発な活動を行っている女性部を支援していくこととした。

平成15年度

税制改正について



公認会計士 濱田 聡

平 年 度		3年間の時限措置	
(Lの割合)10%以上	10%	(Lの割合)10%以上	12%
(Lの割合)10%未満	8% + L × 0.2	(Lの割合)10%未満	10% + L × 0.2

増加試験研究費の特別控除と
の選択制で、当期の試験研究費
の総額に対して次の控除割合に
よる特別税額控
除(当期の法人
税額の二%が
限度)が認めら
れる。
上記のLは
「試験研究費割
合」といい、次
の算式で求めら
れる。
試験研究費割
合(L) = 試験
研究費の総額 /
当期を含む四年
間の平均売上金
額
なお、産学官
連携の共同研究
委託試験研究に

ついては、上記と合わせてこれ
らの試験研究の二二% (三年間
は一五%) の特別控除が認めら
れる。これらの措置は平成十五
年一月一日以後に開始する事業
年度で、平成十五年四月一日以
後に終了する事業年度から適用
される。
(2) 設備投資減税
イ. IT投資促進税制
平成十五年一月一日から
平成十八年三月三十一日ま
での間に取得等をし、これ
を国内にある事業の用に供
したIT関連設備について
は、取得価額の五%の特
別償却と一%の税額控除
との選択を認める(三年間
の時限措置)。
(注) 税額控除は法人税額
の二%相当額を限度とし、
控除限度超過額は一年間の
繰越しが認められる。
なお、資本金が三億円以
下の法人については、一定
のリース資産の賃借につい

て税額控除を
適用できる。
対象となる設
備は、電子
計算機、デジ
タル複写機
フアクシミリ
ICカード
利用設備、デ
ジタル放送受
信設備、イン
ターネット電
話設備、ルー
ター・スイッチ
回線接続装置
ソフトウェア
アのうち、一定の要件を具
備するものである。上記の
までの設備について
は取得価額の合計額が六
万円以上(資本金三億円
以下の法人については一四
万円以上) については
取得価額が六 万円以上
(資本金三億円以下の法人
については七 万円以上)
となっている。資本金三億
円以下の法人に認められる
リース税額控除は、リース
契約期間が三年以上でリー
ス資産の耐用年数を超えな
いものであるが、上記の
までのリースについては、リー
ス費用の総額の合計額が二

る。
開発研究用設備の特別償
却
開発研究の用に供される
減価償却資産については、
取得価額の五%の特別償
却が認められる(三年間の
時限措置)。
適用対象資産は、取得価
格が二八 万円以上のもの
で、右の表の器具備品、機
械装置である。
右記イ、ロの措置は平成
十五年四月一日以後に終了
する事業年度について適用
する。なお、同日前に終了
する事業年度において平成
十五年一月一日から平成十
五年三月三十一日までに対
象設備の取得等をした場合

1. 企業減税

平成十五年税制改正は、「研究開発減税・投資減税」「相続税・贈与税」「金融・証券税制」などの減税項目と、「外形標準課税」の新設や「消費税」の事業者免税点制度の引下げ及び「個人所得課税」における配偶者特別控除の廃止等、実質増税項目の両者が織り込まれた内容となっています。以下、主要な改正項目について見ていきましょう。

種 類	細 目
器具備品	・ 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡
機械装置	・ 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの ・ その他のもの

万円以上、
については一
万円以上が対
象となっている。
税額控除は、
リース費用総額
の六%相当額
について一%
相当額(法人税
額の二%が限
度、限度超過額
は一年間の繰越
し)となってい

には、平成十五年四月一日を含む事業年度において特別償却相当額又は税額相当額の繰越控除を認める。

2. 中小企業対策

(1) 中小企業技術基盤強化税制の拡充

一般の法人には、増加試験研究費の税額控除と前記1.(1)で述べた特別税額控除の適用ができるが、中小企業（資本金一億円以下）にはこの適用に代えて試験研究費の総額の一二％（三年間の時限措置として一五％）の税額控除が認められる。ただし、当期の法人税額の二％相当額が限度である。

(2) 留保金課税制度の適用停止
中小法人（資本金一億円以下）で自己資本比率が五％以下の場合、三年間（平成十五年四月一日～平成十八年三月三十一日）までの間に開始する事業年度（は留保金課税を適用しないことにする。この場合の自己資本比率は、次の算式で計算する。「自己資本」には同族関係者からの借入金が含まれ、また「総資産」は簿価で計算する。

自己資本 / 総資産

＝ 自己資本比率

これにより、全中小法人の八割以上が留保金課税停止の対象となると見込まれる。

(注) 課税留保金額に対する税額の五％軽減措置は廃止する。なお、同族会社の持株判定基準において自己株式を除外し、しかも「五％以上」から「五％超」となる。

(3) 交際費等損金不算入制度
年四 万円

の定額控除限度額の適用法人を、資本金五 万円以下から一 億円以下に引き上げるとともに、定額控除限度内の損金不算入割合を二％から一％とする。

交際費	資本金 1 億円以下		資本金 1 億円超
	年400万円以下の分	年400万円超の分	全 額
損金不算入	10%相当額	全 額	全 額

(注) 適用期限を平成十八年三月三十一日まで三年間延長する。したがって改正後は次のようになる。

(4) 少額減価償却資産の即時償却
中小企業者等が平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得価額三 万円

3. 消費税の改正

(1) 事業者免税点

平成十六年四月一日以後に開始する課税期間から(1)～(4)において同じ) 事業者免税点が前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税売上高が三 万円から一 万円に引き下げられた。これにより、新たに納税義務を負うのは個人で八八万人、法人で四八万社になるものと思われる。

(2) 簡易課税制度

簡易課税制度の適用上限が、基準年度の課税売上高が「二億

4. 相続税・贈与税の改正

生前贈与について、一定の条件の下で二五 万円を超える部分について贈与時に一律二％の税率で贈与税を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基にして計算した相続税から既に支払った贈与税を控除する。相続時精算課税制度」が創設される。

円未満の減価償却資産を取得した場合は三年間の時限措置として取得価額の全額の損金算入(即時償却)を認める。注意した

円以下」から「五 万円以下」に引き下げられた。

(3) 申告納付回数

直前期の消費税等の額が六 万円を超える事業者について、前年確定税額の一ノ一二を毎月納めることに改正された。これに伴い課税期間を一月に短縮する特例が新たに設けられた。今後、毎月のキャッシュフローの作成に際して、消費税の支出を考慮しなければならない。

(4) 総額表示の義務付け

課税事業者がその相手方である消費者に対して商品の販売、役務の提供等の取引を行うに際

対象者は六五歳以上の親贈与者、二 歳以上の子(受贈者)である。さらに平成十七年十二月末までの特例として住宅取得資金を贈与する場合に限り、一般に二五 万円の非課税枠に一 万円を上乗せして三五 万円の非課税枠が設けられた。注意したいのは特例では一般の場合と異なり贈与者の六五歳以上の要件は適用されない。これに

いのは、今回の三 万円基準は中小企業(資本金一億円以下)に對してのみで、しかも三年間の時限措置であるということである。

し、その取引価格を表示する場合、消費税等の額を含めた総額を明らかにすることが義務付けられる。総額表示の類型としては、次のような例が考えられる。

- 一 五 円 (税込)
- 一 五 円 (本体価格)
- 一 五 円(うち税五 円)
- 一 五 円 (税込)
- 一 五 円 (本体価格)
- 一 五 円 (税込)
- 一 五 円 (本体価格)

より、現行の住宅取得資金の贈与の特例(五分五乗)は廃止されるが、平成十七年十二月三十一日までの間経過措置として存置される。さらに相続税及び相続時精算課税制度が適用されない場合の贈与税の最高税率が七％から五％に引き下げられた。いずれの改正も平成十五年一月一日以後の相続又は贈与から適用される。

『飛び出し坊や』を寄贈

子供の交通事故防止へ

市川町青年部



町内の小学校・幼稚園、保育所の計14カ所に寄贈。写真中央は古川商工会長。

市川町商工会青年部（津田隼人部長）は、五月一日、子供の交通事故防止を図るため、交通安全看板「飛び出し坊や」を町内の小学校・幼稚園・保育所に寄贈した。

この看板は、同部員がデザインし、業者に発注し、ブロックなどの部品は持ち寄り組み立てた。高さは約八十センチの「飛び出し坊や」の帽子には商工会マークを入れ、五体を製作した。

同青年部は、地域に密着した事業の展開により、減少する部

員の増加につながればとしている。

屋台で

特産品のPR

北淡町

みんな集まれ！浅野公園 春まつさかり・北淡町商工会（粟田智之会長）は、四月六日、同町の「浅野公園」で特産品を販売する屋台を出し好評だった。

浅野公園は、約二千本のソメイヨシノが咲き乱れる島内有数の桜の名所、町内外から多くの

初級シスアド講座を開講 厚生労働大臣指定

川西市商工会（船岡正夫会長）は、6月4日から、同商工会館を会場に「初級シスアド講座」を開催する。期間は9月26日までの全25日間。

内容は、情報処理の専門家が情報技術の基礎知識からアクセス、エクセル、パワーポイントの高度な操作まで多岐にわたるもので、事業所内での情報化環境を活用・推進できる人材を育成するとともに、今秋の資格試験合格に向けて支援する。

全日程を受講する通常コースの他に、試験対策の補強として座学選択コースの2種類となっている。

なお、通常コースは厚生労働大臣指定講座で、教育訓練給付制度の指定対象となっており、県下商工会では第1号。

申し込み等は、川西市商工会事務局
(TEL 072 - 759 - 8222)



「びわジュース」「ぶどうチョコボン」など販売

花見客が集まるこの機会をとらえて特産品をPRしようとして、今回初めて企画されたもの。

屋台には特産品の「びわジュース」や会員開発の「ぶどうチョコボン」が並べられたほか、たこ焼き、大判焼きな

どの一般の屋台も設置された。同商工会は、この事業を継続事業として毎年開催。町内外へ同町特産品などの販路拡大を図っていく。

山崎さつきマラソン うどん・そばで接待

山崎町青・女性部

今回で二十五回を数える「山崎さつきマラソン」が、四月二十日に開催され、約二千人が快汗を流した。

このイベントには、山崎町商工会青年部（大崎晴五部長）、同女性部（稲田富子部長）も、うどん・そば等の販売や、餅つきの実演販売を行う受け入れ接

待として協力した。

当日は、あいにくの雨模様となったが、参加者は走り終わった後、うどん・そば・コロツケ・柏餅等で疲れを癒したり、朝掘りの筍や、山菜等を買求めていた。

特に女性部の担当したつきたでの餅は好評で、昼過ぎまでには完売となってしまった。



女性部の餅つきの実演販売は大好評

商工中金

安全・確実な1年貯蓄

ワリショー

神戸支店
〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111
☎078(391)7541

半年複利の5年貯蓄

ワイド

姫路支店
〒670-0015 姫路市総社本町111
☎0792(23)8431

尼崎支店
〒660-0082 尼崎市東難波町5-19-8
☎06(6481)7501

ヘルシーな

「おからうどん」が誕生

緑町

緑町商工会（斎藤勝巳会長）は、町内産の大豆から作る豆腐の副産物の「おから」を利用した「おからうどん」を開発・販売している。

同商工会が町の特産品を作ろうと、二年前に特産品開発委員会を発足させ取り組んでいたもので、町内の製麺会社が担当。

おからは、町内の豆腐店から仕入れた。おから使用のため、ミネラルやタンパク質、食物繊維に富み、普通のうどんよりのどろろがおいしい。

同商工会は、「おからうどん」を町内外の人たちにも食べていただき、不足しがちな栄養分を



現代人に不足しがちなミネラルや食物繊維に富んだ「おからうどん」

補ってほしい」としている。

「おからうどん」は一袋三人前（三百グラム）で五百円。問合せ先は緑町商工会（TEL0799・45・0396）。

厳粛に

千種念仏

ゲートボール大会も

（千種町青年部）

四月二十日、千種町で千種念仏が行われ、多くの参拝者で賑わった。

当日、稚児行列や日中法要・説教等が厳粛に行われたほか、千種念仏協賛行事実行委員会（委員長＝清水精一商工会長）



ガラガラ抽選会に子供たちは大喜び

また、このうどんを広く知ってもらおうと、同町の宿泊施設「サンライズ淡路」で手打ち体験も開催されグループや家族に好評を博している。二人前を打ち、参加費は一人千円。申し込みはサンライズ淡路（TEL0799・45・1411）。

の主催によりゲートボール大会、暮会など多くの協賛行事がなされた。

千種町商工会青年部（平瀬友太郎部長）も、豪華賞品のあたるガラガラ抽選会を行い、子供たちは大喜び。また、ポップコーンのサービスも行い好評だった。なお、千種念仏は、同町の西蓮寺開山の御徳を讃える法要で千百三十年にわたり続く伝統行事となっている。

「生野商人瓦版」を発行

生野町

生野町商工業の活性化に取り組んでいる「生野商人元気づくり勉強会」は、このほど、町内のユニークな店を紹介したチラシを発行した。

この勉強会は、生野町の「中心市街地等活性化基本計画」を



発刊1号となった瓦版

受けて、同商工会（山木武男会長）の呼びかけのもとに、町の商工業を元気に集まった組織。発刊第一号となったチラシ（B4判サイズで四頁）は一万六千部を印刷、古いそろばんを表紙に大きく載せ、「商いは「真心」です。」と表現している。見開きには、生野町銀谷特選街を特集し、醤油、パン、カステラなどの店を紹介している。

また、昨年九月に国の有形登録文化財となった旧海崎医院を紹介する民家探訪や大護摩大祭の歴史探訪もある構成となっている。

問い合わせは同町商工会の同会（TEL079・679・2233）へ。

ごみのない美しいまちへ 大好きなあなたに訪ねてほしいから

できることから はじめよう



クリーンアップひょうごキャンペーン

主催：クリーンキャンペーン推進協議会
兵庫県 兵庫県SR生活推進会議 県下全市町
(財)ひょうご環境創造協会

期間：5月30日～7月31日

栄ある叙勲と褒章



中谷 正氏



徳田 雅美氏



江見美知代氏

平成15年度の春の褒章受章者が4月28日付けで発表され、中谷正氏（御津町商工会会長）が黄綬褒章を、徳田雅美氏（千種町商工会副会長）が藍綬褒章を受章されました。

また、29日付けで発表された春の叙勲で勲五等瑞宝章を江見美知代氏（上郡町商工会女性部元部長）が受章されました。

心からお祝い申し上げます。

兵庫県は五月二日、商工会活動など二十部門で功績のあった百十二名を県功労者として発表した。
表彰式は、五月二十八日、兵庫県公館で行われ、商工会関係は次の九名が受賞された。（敬称略、順不同）

県功労者表彰
商工会関係から九名が受賞



中村 満雄
（西住町商工会長）



春名 和光
（南光町商工会長）



清瀬 浩
（香寺町商工会長）



濱井 治三
（三田市商工会長）

【商工功労】
九名



志智 宣夫
（西湊町商工会長）



雨松 良行
（東浦町商工会長）



藤原 敬司
（市島町商工会長）



田中 洋行
（氷上町商工会長）



北村 譲次
（温泉町商工会長）

FJB

株式会社 富士通ビジネスシステム

神戸支店

〒650-0026 神戸市中央区古港通1-24(ユウシンビル)
TEL(078)371-0831

県下中小企業者と共に40年

県 共 済

兵庫県火災共済協同組合
兵庫県経営者共済協同組合

神戸市中央区中山手通7丁目28番33号(県立産業会館内)
〒650-0004 ☎078-361-8080 FAX 078-371-6757